

川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則新旧対照表

新	旧
<p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 この規則は、平成19年6月11日から施行する。 (経過措置)</p> <p>2 附則別表の左欄に掲げる排水指定物質の種類につき同表の中欄に掲げる業種に属する既設の事業所(改正後の規則別表第11備考第1項に規定する新設の事業所以外の工場又は事業場をいう。以下同じ。)から公共用水域(水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)第2条第1項に規定する公共用水域をいう。次項において同じ。)に直接排出される水その他の液体(以下「排水」という。)に関する川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例(平成11年川崎市条例第50号)第45条第1項に規定する規制基準(附則別表備考第1項において「規制基準」という。)については、この規則の施行の日から平成28年12月10日までの間は、改正後の規則別表第11の規定にかかわらず、それぞれ附則別表の右欄に掲げるとおりとする。</p> <p>3 附則別表の中欄に掲げる業種(下水道業を除く。)に属する既設の事業所から排出される水その他の液体(公共用水域に直接排出されるものを除く。)の処理施設については、当該処理施設に水その他の液体を排出する既設の事業所の属する業種に属するものとみなして、前項の規定を適用する。</p>	<p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 この規則は、平成19年6月11日から施行する。 (経過措置)</p> <p>2 附則別表の左欄に掲げる排水指定物質の種類につき同表の中欄に掲げる業種に属する既設の事業所(改正後の規則別表第11備考第1項に規定する新設の事業所以外の工場又は事業場をいう。以下同じ。)から公共用水域(水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)第2条第1項に規定する公共用水域をいう。次項において同じ。)に直接排出される水その他の液体(以下「排水」という。)に関する川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例(平成11年川崎市条例第50号)第45条第1項に規定する規制基準(附則別表備考第1項において「規制基準」という。)については、この規則の施行の日から平成23年12月10日までの間は、改正後の規則別表第11の規定にかかわらず、それぞれ附則別表の右欄に掲げるとおりとする。</p> <p>3 附則別表の中欄に掲げる業種(下水道業を除く。)に属する既設の事業所から排出される水その他の液体(公共用水域に直接排出されるものを除く。)の処理施設については、当該処理施設に水その他の液体を排出する既設の事業所の属する業種に属するものとみなして、前項の規定を適用する。</p>

附則別表（附則第2項関係）

排水指定物質の種類	業種その他の区分	許容限度
亜鉛及びその化合物	金属鋳業	1 リットルにつき 亜鉛として3ミリグラム
	電気めっき業	
	下水道業（金属鋳業又は電気めっき業に属する特定事業場（下水道法（昭和33年法律第79号）第12条の2第1項に規定する特定事業場をいう。備考第2項において「特定事業場」という。）から排出される水を受け入れているものであって、一定の条件に該当するものに限る。）	

附則別表（附則第2項関係）

排水指定物質の種類	業種その他の区分	許容限度
亜鉛及びその化合物	金属鋳業	1 リットルにつき 亜鉛として3ミリグラム
	<u>無機顔料製造業</u>	
	<u>無機化学工業製品製造業（ソーダ工業、無機顔料製造業、圧縮ガス・液化ガス製造業及び塩製造業を除く。以下同じ。）</u>	
	<u>表面処理鋼材製造業</u>	
	<u>非鉄金属第一次精錬・精製業</u>	
	<u>非鉄金属第二次精錬・精製業</u>	
	<u>建設用・建築用金属製品製造業（表面処理を行うものに限る。以下同じ。）</u>	
	<u>溶融めっき業</u>	
	電気めっき業	
	下水道業（金属鋳業、 <u>無機顔料製造業、無機化学工業製品製造業、表面処理鋼材製造業、非鉄金属第一次精錬・精製業、非鉄金属第二次精錬・精製業、建設用・建築用金属製造業、溶融めっき業</u> 又は電気めっき業に属する特定事業場（下水道法（昭和33年法律第79号）第12条の2第1項に規定する特定事業場をいう。備考第2項において「特定事業場」という。）から排出される水を受け入れているものであって、一定の条件に該当するものに限る。）	

備考

- 1 この表の中欄に掲げる業種に属する既設の事業所が同時に同欄に掲げる業種以外の業種にも属する場合には、当該既設の事業所に係る排水に含まれる亜鉛及びその化合物に係る規制基準については、同表の右欄に掲げる許容限度を適用する。
- 2 「一定の条件」とは、次の算式により計算された値が2を超えることをいう。

$$\frac{\sum C_i \cdot Q_i}{Q}$$

- (1) C_i とは、当該下水道に水を排出する特定事業場ごとの排出する水の亜鉛含有量の通常値（単位 1リットルにつきミリグラム）
 - (2) Q_i とは、当該下水道に水を排出する特定事業場ごとの排出する水の通常量（単位 1日につき立法メートル）
 - (3) Q とは、当該下水道に係る排水の通常量（単位 1日につき立法メートル）
- 3 排水の測定方法は、改正後の規則別表第11備考第7項第31号に定めるところによるものとする。

備考

- 1 この表の中欄に掲げる業種に属する既設の事業所が同時に同欄に掲げる業種以外の業種にも属する場合には、当該既設の事業所に係る排水に含まれる亜鉛及びその化合物に係る規制基準については、同表の右欄に掲げる許容限度を適用する。
- 2 「一定の条件」とは、次の算式により計算された値が2を超えることをいう。

$$\frac{\sum C_i \cdot Q_i}{Q}$$

- (1) C_i とは、当該下水道に水を排出する特定事業場ごとの排出する水の亜鉛含有量の通常値（単位 1リットルにつきミリグラム）
 - (2) Q_i とは、当該下水道に水を排出する特定事業場ごとの排出する水の通常量（単位 1日につき立法メートル）
 - (3) Q とは、当該下水道に係る排水の通常量（単位 1日につき立法メートル）
- 3 排水の測定方法は、改正後の規則別表第11備考第7項第31号に定めるところによるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成23年12月11日から施行する。